

令和 8 年度診療報酬改定「看護・多職種協働加算」に関する
言語聴覚士の病棟業務の実践指針について

日本言語聴覚士協会 会長 内山 量史
医療保険部 白波瀬 元道

会員の皆様におかれましては、日頃より言語聴覚療法の質の向上と普及にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。この度、令和 8 年度診療報酬改定において、急性期一般病棟等における多職種連携を推進するため、「看護・多職種協働加算」が新設されることとなりました。本加算は、高齢の救急患者等に対し、早期から多職種が専門性を発揮して介入することで、ADL の維持・向上を図ることを目的としています。

一方で、本加算の検討過程(中央社会保険医療協議会)においては、リハビリテーション専門職による「食事介助」や「口腔ケア」等が、単なる「療養上の世話」として看護補助者の業務と混同されることへの懸念も示されておりました。つきましては、会員の皆様が病棟において業務を行う際、以下の指針に基づき、ST としての専門性を明確に示した上で、他職種と協働いただくようお願い申し上げます。

1. 本加算の趣旨と言語聴覚士の役割

本加算は、看護職員の不足を補うためのものではなく、言語聴覚士がその専門性を早期から発揮し、多職種連携を強化することを求めています。言語聴覚士は、特に「摂食嚥下機能」や「高次脳機能(認知機能)」の評価・訓練を通じて、患者の安全な経口摂取の確立と病棟スタッフへの指導を担うべきです。

2. 「専門的介入」と「ケア業務」の峻別について

病棟における ST の業務は、医師の指示に基づく「診療の補助(リハビリテーション)」であり、単なる「療養上の世話」とは明確に区別される必要があります(別添資料参照)。

- ・摂食嚥下への関与:単なる食事の介助ではなく、嚥下機能評価に基づいた「一口量の調整」「食事形態・環境の調整」「誤嚥リスク低下のための姿勢指導」等、直接訓練を含めた治療的介入であること。
- ・口腔ケアへの関与:通常の清掃業務ではなく、難渋症例に対する「口腔機能評価」や「開口困難症例への治療的介入」、および病棟スタッフへの専門的指導であること。
- ・認知機能への関与:ADL 場面を通じた「高次脳機能障害の評価」に基づき、適切なコミュニケーション環境の設定や介入を行うこと。

3. 多職種協働における「橋渡し」の重要性

言語聴覚士が病棟で得た評価・訓練の結果を、看護師や看護補助者に共有し、24 時間の生活場面で安全なケアが実践されるよう「指導・調整」を行うことが、本加算における言語聴覚士配置の最大のメリットです。

会員の皆様には、自らの業務が「専門的視点に立った治療的介入」であることを明確に記録等に残し、病院経営層や他職種に対してもその独自性を積極的に発信していただくようお願いいたします。

本加算の活用が、言語聴覚療法の質の向上と、患者様の早期回復に寄与することを切に願っております。

以上